

令和8年度外出支援サービス事業のご案内

この制度は、宍粟市内で利用するタクシー運賃（距離制運賃）に係る費用の一部を市が助成することで、外出の支援を行っています。

1. 利用対象者

宍粟市に住所を有し、在宅で生活されている方で以下の条件のいずれかに該当している人

A 障がい者等 福祉	<p>① 手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 1・2級又は 3・4級の下肢若しくは体幹機能障がい ・療育手帳 A・B 1 ・精神障がい者保健福祉手帳 1・2級 <p>② 透析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じん臓機能障がいによる身体障がい者手帳所持者（身体障がい者手帳 1級又は 3・4級）で、宍粟総合病院において認定証の交付を受けた人 <p>③ 要介護認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定 3～5
B 移動困難者 支援	<p>④ 上記①、③以外で身体的な理由等でバス停までの移動が難しくバスの利用が困難な人（原則、<u>65歳以上、運転免許証非所持</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での個別調査を実施して対象と判断された人 例）常時車椅子を利用している人、認知機能の低下により時間や場所の理解ができない人など調査で対象と判断された人 <p>※対面での個別調査は、受付窓口で実施するためご本人が来庁いただく必要があります。</p>

【利用にあたっての注意事項】

- ・ 外出支援の対象は介助者 1 名のみです。介助者 2 名以上の同乗は制度対象外となり、自費精算となります。
- ・ タクシー到着後（迎えがあったとき）の利用キャンセル及び当日不在、キャンセルのし忘れなどは、その時間に利用が必要な人や事業者に多大な迷惑がかかるため慎んでください。
- ・ ルールを守れない方については、事業者へ報告を求め、利用者の方へ確認を行う場合があります。悪質であると判断した場合、利用を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ・ 忘れ物などの理由により途中で引き返された場合、外出支援サービスの対象となりません。タクシー運賃については、自費でご精算ください。

2. 運行範囲：宍粟市内（特例で佐用町の「尾崎病院及び尾崎内科医院」への通院は利用可能）

3. 利用日及び利用時間 ※利用時間を厳守して利用してください。

- ・ 利用日：日曜、祝日、年末年始も利用可能
- ・ 利用時間：午前 7 時～午後 9 時までに運行が完了していること



4. 利用料：(障がい者手帳提示割引あり)

A 障がい者等福祉

タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示	タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示
～2,000円	500円	450円	7,001円～8,000円	1,100円	1,050円
2,001円～3,000円	600円	550円	8,001円～9,000円	1,200円	1,150円
3,001円～4,000円	700円	650円	9,001円～10,000円	1,300円	1,250円
4,001円～5,000円	800円	750円	10,001円～11,000円	1,400円	1,350円
5,001円～6,000円	900円	850円	11,001円～	1,500円	1,450円
6,001円～7,000円	1,000円	950円			

B 移動困難者支援

タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示	タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示
～2,000円	700円	650円	6,001円～7,000円	2,100円	2,050円
2,001円～3,000円	900円	850円	7,001円～8,000円	2,400円	2,350円
3,001円～4,000円	1,200円	1,150円	8,001円～9,000円	2,700円	2,650円
4,001円～5,000円	1,500円	1,450円	9,001円～	3,000円	2,950円
5,001円～6,000円	1,800円	1,750円			

※障がい者手帳の提示がない場合は、利用料の割引を受けていただくことはできません。

5. 利用券：1か月8枚を交付します。(年96枚を上限に交付)

- ・障がい者等福祉・移動困難者支援：「承認月からの月数」×8枚を分割または一括で交付
- ・透析：通院に必要な枚数を交付

※透析利用券は「自宅ー総合病院」間でのみ利用いただけます。途中で降車することはできません。(他の利用券を使用いただくか、自費でご精算ください。)

ただし、以下の方は利用及び利用券の枚数について条件が異なります。

対象者	利用及び利用券枚数
① 市税等を滞納されている方(納付計画(分納誓約)のない方)	市税等の滞納が解消できるまで交付できません。
②自動車及び原動機付自転車の運転免許所持者 ※車等の所有は問わない	承認月からの月数×4枚を交付 ※免許証の返納または自動車税を納付された方は、変更の申請を行うと利用制限を解除します。
③自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方	
④透析利用券を所持し、移動困難者支援に該当する方	移動困難者支援利用券は承認月からの月数×4枚を交付

- ・ 利用券は自分で大切に保管して乗車した時に運転士へ提出してください。
- ・ 2人以上の利用者で相乗りする場合、いずれかの方の利用券を提出してください。
- ・ 複写式の利用券になっていますので2枚目と3枚目を切り離して運転士に渡してください。

令和8年度穴栗市外出支援サービス事業利用券			
No. 1000000			
乗車日	月	日	乗車人数 人
運転士名	乗降場所	から	まで
運賃	割引額	個人利用料	市負担額
1,000	100	450	450
※利用者記入欄			
相乗(氏名)			
自治会名	氏名		
(注) 運賃等を確認のうえ、記入ください。			
発行者 穴栗市 【利用者控】			

乗車日から市負担額までの欄は運転士が記入します。

利用者同士で相乗りされる場合
同乗者の氏名をご記入ください。
(利用券番号の記入でも可)

上記の内容に誤りがなければ、自治会名・氏名を可能な限り利用者様をご記入ください。

6. 利用の目的：日常生活、余暇活動や社会活動への参加のための外出を支援します。
外出の範囲【具体例】

○ 対象となる外出の範囲	× 対象とならない外出の範囲
1. 社会生活上必要不可欠な外出 ①公的な機関における諸手続き（官公庁・金融機関） ②買い物、理美容 ③医療機関等への通院 ④各種団体の行事、会合への参加 ⑤地域活動への参加（自治会、子供会行事への参加） ⑥諸手続き（施設見学、入学手続き） ⑦冠婚葬祭、お見舞い ⑧介護保険・障がい福祉事業所等から対象となる目的への移動	1. 外出先で収入を得ることを目的とした外出 ①会社への通勤 ②会社の出張 ③講演会などの講師 2. 政治活動及び宗教活動に係る外出 ①選挙活動 ②布教活動や勧誘
2. 余暇活動等社会参加のための外出 ①自己啓発や教養を高めるもの（講演会、展覧会、文化教養講座） ②体力増進や健康増進を図るもの（トレーニングジム、プール） ③生活の内容・質の向上を図るもの（外食、レジャー、カラオケ）	3. 通年かつ長期にわたる外出 ①学校等への通園、通学 ②介護保険・障がい福祉事業所等への通所※ 4. 公共サービスとして利用するにふさわしくない外出 ①パチンコ店、麻雀店などの遊興目的居酒屋などの飲酒目的 ②その他の公共の秩序に欠ける外出

※利用者が短期入所を利用した場合、短期入所施設から医療機関への外出を行う場合は外出支援サービスの利用として認めています。ただし、自宅から短期入所施設への送迎については利用対象外となります。

7. 外出支援サービス事業指定事業者

利用申込先（事業者名）		電話	ファックス	住所
山崎	篠陽タクシー	62-2050	62-2257	山崎町鹿沢 52-8
	ハピネス介護タクシー	67-0167	67-0686	山崎町土万 466-1
	福祉タクシーなでしこ	070-9158-8966	62-1546	山崎町船元 171-4
	民間救急 介護タクシー ニーズ	090-3162-2326	0791-63-0821	山崎町五十波 849-31
	福祉タクシーPal（ぱる）	090-5158-3543		山崎町門前 76-1 プレステージ R301
一宮	宍粟タクシー	72-0020	72-0106	一宮町安積 1333-9
	一交通	72-2911	72-2913	一宮町杉田 460
	ふくタクまる勝	74-8637	74-0860	一宮町深河谷 159-5
波賀	上野タクシー	75-2410	75-2666	波賀町上野 169-8
千種	民間救急 福祉タクシー あやとり	080-5635-1611		千種町西山 10-1

8. お問い合わせ先

担当課	電話	ファックス	担当課	電話	ファックス
障がい福祉課	63-3101	63-3062	波賀保健福祉課	75-8800	75-2415
一宮保健福祉課	72-2100	72-2110	千種保健福祉課	76-8600	76-8110

◆外出支援サービスは、大切な公共サービスです。ルールを守り、適切な利用で制度の維持に努めましょう。

外出支援サービス事業のご利用にあたって（お願い）

1. 相乗りを活用ください

外出支援サービス事業の利用者（利用券を所持している方）同士で相乗りしていただくと、相乗りいただいた方1名の利用券で複数の利用者が同乗でき、負担する利用料や利用券の使用回数を節約することができます。ぜひ相乗りを活用してください。

使用する利用券で利用料が異なる場合がありますのでご注意ください。

●相乗り利用例と可否

例示) ・障がい者等福祉利用券 … 福祉 ・透析利用券 … 透析
・移動困難者支援利用券 … 移動

相乗り方法	相乗り	備考
福祉 と 福祉	○	
移動 と 移動	○	
透析 と 透析	○	
福祉 と 移動	○	
福祉 と 福祉 と 移動	○	
透析 と 福祉	▲	往路「乗車地：自宅」、「降車地：総合病院」 復路「乗車地：総合病院」、「降車地：自宅」 とし、必ず透析利用券を使用してください。
透析 と 移動	▲	

2. 障がい者手帳をお持ちの方は必ず提示してください

障がい者手帳を提示いただくと障がい者手帳提示の料金で利用ができます。

3. 予約のキャンセルは早めにしてください

タクシー到着後（迎えがあったとき）の利用キャンセル及び当日不在、キャンセルのし忘れなどは、その時間に利用が必要な人や事業者に多大な迷惑がかかるため慎んでください。

タクシーを予約した日の利用が不要とわかった時点で、早めに事業者に連絡してください。

4. 決められた運行時間内でご利用ください

午前7時～午後9時までに運行が完了するよう、運行時間内でご利用ください。